

第四章 分権化・グローバル化時代の地方自治

1. 新段階に立つ日本の地方自治
～「2000年分権改革」の意義と「地方政府」の可能性
 - 高まってきた憲法改定論議
 - 「大状況」と「小状況」のズレ
 - 2000年分権改革の意味
 - 機関委任事務の廃止
 - 行政体質の変革－政策評価と説明責任
 - 分権改革に果たした長洲知事の役割
 - ①「地方に時代」を提唱、全国的インパクトを生む
 - ②知事退任まで一七回の「地方の時代シンポジウム」を主催
 - ③「地方分権推進法要綱試案」を国に提案（九四年九月）
 - 分権改革の限界とそれを超えるもの
 - 自治基本条例の意義
2. グローバル化時代の地域と自治体
 - グローバリゼーションの意義
 - 国境を超えた地域間の競争と協力

1. 新段階に立つ日本の地方自治 ～「2000年分権改革」の意義と「地方政府」の可能性

● 高まってきた憲法改定論議

○五年は五八回目の憲法記念日迎えましたが、ここ数年、憲法をめぐる状況はすっかり液状化しています。一昔前まで憲法をめぐる世論構造は、大まかに言って現行憲法擁護が常に過半数を占め、とくに「戦争放棄」の九条擁護は八割近い高率を占めていました。戦後の急激な工業化、都市化、民主化の進展、市民社会の形成などによって、何度か改憲の動きはあったものの、国民主権、基本的人権、戦争放棄を柱とする現行憲法は国民に広く支持され、日本社会に定着してきていました。したがって、日本が再び戦前型やそれに近い社会に戻ることは、もはやないだろうと信じられてきました。

しかし、一九九〇年代の長期不況による社会の閉塞状況が続くなかで、とくに二〇〇一年の小泉内閣登場いらいの四年間に、状況は大きく変わりました。米国中枢を襲った九・一一テロ事件、米国によるアフガン、イラク戦争への日本の加担、拉致問題や核開発疑惑をめぐる「北朝鮮脅威論」、経済の躍進を背景とする中国の存在感の増大に対する「中国脅威論」などが声高に叫ばれ、有事関連法の制定、自衛隊の海外派遣などが次々に既成事実化するにつれて、憲法をめぐる政治状況と世論構造は大きく揺れ動いてきました。「朝日新聞」が○五年の憲法記念日直前に行った世論調査によれば、憲法改定を肯定するものが初めて半数を越えた（五三％）○四年よりさらに増え、五六％となっています、○一年の四七％より九％も増えているのが注目されます。九条については「変えるべきでない」がいぜん過半数の五一％を占めたものの、○一年の七四％と比べると大幅に減少しています（朝日新聞○五．五．三）。

さらに、国会議員を対象とした調査では改憲志向が圧倒的で、「論憲の民主、加憲の公明をふく

め衆議院議員の九五％は改憲勢力」（保岡興治・自民党憲法調査会長、東京新聞〇四年五月四日付）と見られており、現行憲法擁護派は社民党、共産党などごく少数派に止まっています。衆参両院の憲法調査会は、〇五四月、五年間の論議をまとめた最終報告書を発表しましたが、衆議院の報告書は九条改定を多数意見とする内容になっています。自民党の新憲法起草委員会（森喜郎委員長）も、同じ四月に改憲要綱草案を発表しており、民主党も〇六年に憲法改正案を発表する予定で、改憲への流れが加速されつつあります。

この懸念を決定的にしたのは、〇五年九月、小泉首相による強引な衆議院解散・総選挙の結果、自民党が圧勝し、自民・公明の与党で議席の三分の二以上を占め、憲法改定を発議できる態勢が整ったことです。参議院ではまだ与野党接近していますが、ここでも改憲派が過半数を占めています。

●「大状況」と「小状況」のズレ

戦後日本の国のかたち、社会のあり方の規範として、民主主義と戦争放棄の平和国家を担保してきた現行憲法は、近年の有事立法や自衛隊のイラク派遣に見られるように、九条を中心に制定いらい最大の危機に直面しています。九条の改廃が焦点なのでしょうが、全体として何をどう変えるのがハッキリしないまま、改憲ムードが広がっているのも問題です。いずれにせよ憲法問題をめぐる政治と世論の動向と帰趨は、二一世紀日本のあり方と針路を決めるものであり、改憲の中身によっては国と地方自治の関係、自治体のあり方も大きく関わりますので、重大な関心を持たざるを得ません。

このように、現行憲法をめぐって危機的状況が生まれていますが、他方、地方自治をめぐる状況はむしろ憲法に言う「地方自治の本旨」の具体化、充実の方向に動いていることも事実です。ここに、憲法をめぐる政治の「大状況」と地方自治をめぐる「小状況」との間に微妙なズレが生まれていることを感じざるを得ません。結局、「大状況」に押しつぶされて分権改革が挫折するのか、分権改革の進展による地方自治の確立が「大状況」の劣化を食い止める力になり得るのか、いま大きな岐路に立っているのではないのでしょうか。

●2000年分権改革の意味

ご承知のように、五月三日は憲法と同時に「地方自治法」が施行された記念日でもあります。地方自治もまた世紀末から新世紀にかけて大きな転機を画してきました。一九九三年に三八年間続いた自民、社会両党による「五五年体制」が崩壊して自民党が初めて野党に転じ、細川連立内閣が誕生しましたが、このときは細川首相（熊本県）も、武村官房長官（滋賀県）もともに知事経験者という、日本の内閣史上画期的な構成になりました。

地方分権推進派が内閣の中枢を占めた時代状況を反映して、九三年には両院で地方分権推進が決議され、続く村山内閣の手で九五年に地方分権推進法が成立、地方分権推進委員会が設置されました。この委員会の三年間で五次におよぶ勧告を踏まえて、九九年には地方分権推進一括法（四七五の法律改正、地方自治法も大改定された）が成立し、二〇〇〇年四月一日から施行され、長年にわたる地方自治体の悲願であった分権型社会の実現に向けて画期的な一歩が踏み出されたわけです。

もちろん「二〇〇〇年分権改革」は、国と地方との間の権限配分、財源配分問題など、かなり不徹底な点があり、多くの問題、課題を残していますが、しかし、自治体側の取り組みいかんでは、

国と地方自治体のあり方を根本から変え、地方自治体が単なる「地方公共団体」から「地方政府」として自立する可能性を開いた大きな改革であることは間違いありません。

日本の地方自治は、第二次世界大戦の敗戦による戦後改革の集大成として制定された現行憲法によって初めて確立した制度であり、形の上では住民自治によって自主的に運営される建前をとってきましたが、実際には非常に多くの事務が国による機関委任事務であり、中央政府の直接的な指揮・命令のもとに行われてきたので、実質上は三割自治に過ぎず、明治いらいの国家官僚が支配する中央集権体制を引きずってきていました。

●機関委任事務の廃止

今回の改革で画期的なことは、明治いらい百年以上続いてきた中央集権体制の象徴でもある国の機関委任事務、つまり国が地方を縛りつけ、支配してきた制度が全面的に廃止されたことです。地方は「国の出先機関」で、国家権力の末端機構という従来の位置づけが根本から変わったのです。とくに、都道府県の実務の八割が機関委任事務だったので、都道府県の役割は大きく変わることになりました。知事や市町村長は「国の機関」の立場から解放され、市町村は国や県からの細々とした指揮・監督から解放されました。また、国と都道府県、市町村の関係も従来の上下関係、主従関係から対等・平等の政府間関係に変わり、指揮・命令に代わって協調と協力の関係に移ることになりました。

松下圭一さんは、今回の改革を「明治国家がかたちづくった閉鎖国家型の官治・集権政治から国際開放型の自治・分権政治への第一歩と見るべきでしょう。」「ようやく＜明治国家＞は遠くなりになり、となっていくわけです。」（松下圭一『自治体は変わるか』岩波新書、九九年）と述べています。

今回の改革によって、自治体とりわけ基礎自治体である市町村は自らの自治体運営に当たって、これまでよりはるかに自主性、自立性を発揮できるようになりました。分権改革の狙いはまさにここにあるわけで、それぞれの地域が自主的、主体的に地域経営に取り組み、地域特性を生かした地域の発展を図っていけるようになったのです。

神原勝さんは「日本の自治体は本当に多種多様な仕事をしています。おそらく日本の自治体ほどたくさんの仕事をし、たくさんのお金を使っている自治体は世界中探してもないのではないか」「日本の自治体は法律に違反しなければ何でもやれます・・・自治体の意思さえあれば、自分のお金を使って、自由にやりたいことができるわけです・・・そういう意味で、概括的な自治体事務の制度は、自治体が政府としての自立の可能性を広げる上で、大きな役割を果たしました」（「自治体改革と首長のリーダーシップ」『神原勝の首長鼎談』北海道町村会 ○三年）と述べています。

ということは、同時に、自治体の側の責任も飛躍的に重くなるということです。地域の政府としての自治体の裁量権、自己決定権の拡充は自己責任の徹底ということでもあります。今までは失敗しても、国や県の方針に従ってやったことだからと、国や県に責任を転嫁することもできましたが、これからは結果の責任はすべて自分で負わなければなりません。分権化するということは、自分たちが生活している自治体のことは自分たちで自主的に決めて実行するということであり、その責任は首長、議員、職員、住民が負うということです。このことを分権論議の中で、しっかりと確認しておく必要があります。いずれにせよ、「国の機関」の立場から解放された首長は、「住民の代表」

「自治体の長」としての本来の立場に徹することができるようになり、より一層、住民の意思に沿った行政を行えるようになるのです。

●行政体質の変革—政策評価と説明責任

なお、ここで注目したいのは、今回の分権改革や省庁再編などの行政改革（中央省庁等改革基本法、九八年六月成立）のなかで「政策評価」や「説明責任」という手法が導入され、広がっていることです。すでに実施されている行政手続法（条例）、情報公開法（条例）とともに、これらを徹底して行えば行政の体質、自治体のあり方をさらに大きく変革することができるようなインパクトを持っています。

八三年に施行された神奈川県公文書公開条例など、地方が先鞭をつけた「情報公開法」（国は〇一年施行）によって行政の体質はかなり変化しましたが、「説明責任」を果たすための情報開示が進むことで政治や行政の透明性はさらに高まることとなります。「説明責任」というのは「政府の活動について国民、市民に説明する責務」のことで、政治や行政の分かり難さをなくし、透明性を高めることですが、たとえば、行政が行う事務や事業について責任者が「この事業は何のためにやるのか、どのようにして、どこまでやるのか、いつまでにやるのか」といったことを国民、市民に説明し、疑問に答える責務を負うということです。しかし、実際にはこれは決して生易しいことではありません。

長い間の官治・集権型政治・行政の本質であった「依らしむべし、知らしむべからず」を根本からひっくり返すわけで、考え方や態度、表現方法も含めてこれまでの「お役所」イメージを改め、首長像や公務員像を大きく変えていく可能性があります。「説明責任」が果たせない事業は予算もつけられなくなり、「説明責任」が果たせない首長や議員や職員はその職に留まれなくなる、といったことも起こってくる可能性があります。しかし、一部にはこのことが却って新しいチャレンジを鈍らせ、行政を萎縮させ、保守化させるのではないかという意見もありますが、その点は「政策評価」の面からきびしくチェックしていく必要があります。

国が法律（行政が行う政策の評価に関する法律、〇二年四月施行）によって「政策評価」を制度化し、それが地方にも要綱や条例の形で広がってきたことも、今回の改革の大きな特徴です。「説明責任」と並んで、行政の透明性、効率性、分かり易さを高めるうえで大きな効果を持つと思います。中央官庁が典型だったのですが、官治・集権体制のもとでは「行政は無謬のものであって、いやしくも国がやることに間違いはない、見直しや修正や中止などありえないし、あってはならない」とされてきました。しかし、道路、港湾、ダムなどを始めとする大型プロジェクトで、スキャンダルがらみも含め、巨額の無駄使いが発覚したり、計画後何十年も放置されているものが明るみにでたりして、行政無謬説が崩れ、政策効果が立証されなければ修正や中止もありうることになったわけで、行政の体質を変えるうえで大きな改革だと思います。

国の省庁は法律によって政策評価を義務づけられましたが、対象は公共事業などに限られているのに対し、地方自治体の場合は要綱または条例により、対象を全事業としている例が多くなっています。いま制定運動が進む自治基本条例のなかで、より明確な位置づけがなされていくはずですが、

今回の分権改革については、論ずべき点が他にもたくさんあるのですが、ここでは地方分権推進法の施行によって地方自治が新段階に入り、地方自治の可能性と責務が飛躍的に高まったことを確

認しておきたいと思います。

●分権改革に果たした長洲知事の役割

ここで「二〇〇〇改革」に至る過程で長洲さんが果たした役割について、改めて整理しておきたいと思います。すでに各章で見てきたように、長洲さんは地方自治の可能性を切り拓くために、とくに「地方公共団体」を「地方自治体」ないし「地方政府」の内実を具えたものに充実させるためにさまざまなチャレンジを重ねました。その一環として国、地方を通じる行財政システムを分権型システムに変えるためのイニシアティブを発揮してきました。思いつくまま、そのいくつかを挙げてみます。

①「地方に時代」を提唱、全国的インパクトを生む

第二章で詳しく触れたように、一九七八（昭和五三）年七月、「首都圏地方自治研究会」（東京都、神奈川県、埼玉県、横浜市、川崎市）主催の第一回「地方の時代シンポジウム」（横浜）で「地方の時代を求めて」と題する基調講演を行い、その主張は全国的に大きなインパクトを生み出し、「地方の時代」はたちまち時代の流行語になりました。

「地方の時代」は、単に政治や行財政システムを明治iraいの委任型集権制から参加型分権制に切り替えようというだけでなく、人々の価値観やライフスタイルの転換を含む新しい社会システムを探求し、構築していくべきだというもので、深い時代認識に立った体系的な考え方でした。現代先進産業社会に共通の難問を打開するには、分権型社会への転換が避けて通れない課題だという観点から、委任型集権システムの抜本的改革を強く求めたもので、その後の分権改革への思想的バックボーンの一つになりました。

②知事退任まで一七回の「地方の時代シンポジウム」を主催

一九七八年七月の第一回から、知事退任（九五年四月）直前の九四年十一月の第一七回まで、毎年「地方の時代シンポジウム」を開催し、分権改革に向けて全国自治体とくに都道府県の連帯と協力を促進し、分権改革への全国的な機運づくりに貢献しました。

別表に示したように、各回のテーマはその時々自治体が直面する基本的課題—例えば県と市町村との関係、地域経済、IT革命、男女共同参画社会、国際政策など—を取り上げ、地方自治体、関係省庁の行政関係者を中心に学者、専門家、さらにテーマによっては市民運動家や産業界の代表などを交えて多面的な議論を展開し、分権改革への思想と理論を深めることに貢献しました。とりわけ最後の二回は「地方の時代へ—今こそ何をなすべきか」（九三年）、「地方分権—道筋を確かなものにするために」（九四年）をテーマに、地方分権論を強力に展開し、折からの国の分権改革論議にも一定の影響を与えました。

③「地方分権推進法要綱試案」を国に提案（九四年九月）

九三年六月の衆・参両院における画期的な決議、「地方分権の推進に関する決議」を受けて、分権改革への流れを軌道に乗せ、後戻りしないようにするため、県としての考えを固めて「地方分権推進法要綱試案」を策定し、「地方分権推進委員会」の設置、「地方分権推進計画」の策定などを、

県の市長会、町村長会との連名で自治大臣、内閣官房長官、国会議員などに対して要請活動を行いました。九五年の「地方分権推進法」の成立、機関委任事務の廃止決定など、第一次分権改革への重要な働きかけの一つになったと思います。

④「地方分権推進委員会委員」に就任（九五年七月）

知事退任（九五年四月）後、地方分権推進法の施行（九五年七月）と同時に設置された「地方分権推進委員会」の七人の委員の一人に選任され、病に倒れて亡くなられる（九九年五月）までの間、豊富な知識と長期にわたる県知事としての経験を踏まえて、地方自治強化の立場から積極的に委員活動に参加されました。

●分権改革の限界とそれを超えるもの

以上のように、分権改革は進んでいるものの現実はそのほど甘くないことも見ておかなければなりません。確かに「二〇〇〇年分権改革」によって新しい革袋はできました。これは素晴らしいことですが、問題はこれにどれだけ新しい酒を盛ることができるかということです。たとえば、小泉内閣の重点政策の一つである「三位一体改革」--補助金の削減、税源の移譲、地方交付税の見直しを三位一体で進め、中央集権から地方分権への質的転換を図ろうとする改革をめぐって、「国の赤字のつけ回しを優先し、税源移譲などにより自治体の自由度を増すという本来の意味を見失っている」（梶原拓・前全国知事会長、『月刊自治研』二〇〇四年六月号）と厳しく批判する地方と国の間で展開されてきた攻防の激しさを見ても、分権改革の実体化のためにはこれからも多くの困難と紆余曲折が予想されます。

私が身近に見聞するところでも、「二〇〇〇年分権改革」後すでに五年が経過しているにもかかわらず、国と地方の関係は改革以前と余り変わっていない、というのが実態のようです。地方は相変わらず国の意向に従順に従い（従わされる）、県内では市町村が県の意向に従順に従う（従わされる）という関係が続いています。対等・平等な政府間関係とは程遠い上下関係、主従関係が色濃く温存されたまま、というのがまだ広く見られる実態のようです。

長期不況による地域経済の不振と慢性的財政危機が、地方の自主・自立を遅らせ、国への依存体質を温存させる一因になっているのも事実です。とくに廃止された機関委任事務の半分近くが法定受託事務となり、国の関与が残された都道府県の場合は、市町村にくらべて変化の度合いはより少ないようです。「平成大合併」といわれる近年の市町村合併の促進にも、相変わらず国による地方への強い統制が感じられます。

滋賀県知事から代議士になり、細川内閣の官房長官をされた武村正義さんと地方分権の問題で対談したことがあります。その時、武村さんは「官房長官のとき、毎日大勢の市町村長さんたちとお会いしたが、権限なんかより予算をくれという話ばかりで、分権の受け皿ができていない感じがした」と言っていました。

そこで私は「明治いらい百年以上も続いてきた中央集権体制のカベは大変厚い。戦後、地方自治が確立してから五〇年余り経ったが、これも官治・集権的性格の強い制度だから、国民も自治体もこうした枠組みのなかで慣らされてしまって、その枠のなかでしかものを考えられなくなっている。したがって、一辺にドカンと分権化されたら、かえって戸惑ってしまう自治体もあるのではないか。

しかし地域課題に意欲的に取り組んでいる先進自治体の首長や職員にとっては、今の制度が手かせ、足かせになっているのも事実で、そういうところでは分権への要求は大変強くなっている。分権改革はこうした先進自治体が先導していくしかないのではないかと答えたことがあります。

事実、分権推進法以前の段階でも、制度の壁ギリギリのところまで創意工夫をこらして頑張ってきた先進自治体と、そうでない自治体との間に市民自治や行財政上の格差—とくに政策形成面での格差が出ていたのが現実です。したがって、今回の分権改革で自治体の裁量権が拡大すればするほど、やる気のある自治体とそうでない自治体との間で、ますます格差が開くのではないかと思われる。法律、規則の執行とか国や県から言われたことをただ執行するだけの、自主性、主体性のない首長や議員、職員が多ければ、せっかくの分権改革によって権限が与えられても十分生かせないことになる。これまでの横並び、護送船団方式でなく、自治体間の本格的競争が始まるわけで、自治体の個性と力量が試される時代になったのです。

前述の松下圭一さんは「日本の自治体は、この転換に対応するだけでなく、この転換を先導するかが問われることになります。もちろん、この転換の始まりの成果をみるには、まだ今後十年単位の時間をみなければなりません、・・・日本の自治体は、官僚主導の「地方公共団体から市民主導の<自治体>に転換し、構造必然として日本の政治・行政全体をやがてさらに深く、官治・集権型から自治・分権型に変えていきます」（前掲書）と述べています。

●自治基本条例の意義

この点で注目されるのは、「自らの自治体を運営するために必要な理念、制度、原則を総合的また体系的に整備した最高の条例で、それゆえに<自治体の憲法>とも称されている自治基本条例」（神原勝）を制定する動きが、北海道の自治体を先頭に各地に広がっていることです。○四年の全国知事会でも取り上げられ、「地方自治憲章研究会」が設置されています。情報公開、市民参加、福祉、環境、人権など、これまでの自治体改革運動の成果を継承し、内在化させ、市民主権に基づく「市民の政府」、「地域の政府」を創っていくには「自治基本条例」の制定は不可欠の活動であるとともに、自治体改革運動の新段階を示すものであり、全国的な広がりが期待されます。問題はその中身と同時につくられ方で、制定の過程にどれだけの市民参加があるかどうかです。

これに関連して、今度の分権改革でもう一つ重要なことは、「地域」という概念が重要視され、初めて法律用語にもなり、自治体は「地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うもの」（改正地方自治法第一条の二）であり、地域の特性を生かして地域の経営に取り組むべきことが明記されています。

ところで、先進的な自治体とそうでない自治体との間で落差が出てくるのはなぜか、について武村さんは「結局は、首長や議員や自治体職員にどれだけの確な時代認識と使命感があるかないか、の違いによるのではないかと」言われていましたが、私も同感です。言葉を換えれば、企業家精神つまり時代の風を敏感に受け止め、リスクを恐れぬチャレンジ精神と経営感覚を持って地域課題の解決に創意工夫をこらす意欲的なベンチャー型首長や職員がいなければ、地方分権も絵に画いた餅になってしまう。地方分権は制度改革だけではなく、それを担う人間開発、意識改革の問題でもあるという結論になったわけです。

2. グローバル化時代の地域と自治体

●グローバリゼーションの意義

さてもう一つ、地域や地方自治体に大きなインパクトを与えつつあるのがグローバリゼーションの進展です。ここで大事なことは、よく使われている「国際化」とグローバリゼーションは同じものではないということです。英語では Internationalization と Globalization ですが、二つはまったく中身が違うものです。国際化とはあくまでも国境を前提として、その国境をできるだけ開いていくという意味ですが、グローバリゼーションは国境そのものがだんだんなくなっていく、なくしていく（ボーダーレス化の）方向に動いている大きな時代の流れを意味しています。中国では「全球化」と訳していますが、日本語では「地球化」でしょうか。

真っ先にボーダーレス化したのは、情報・通信の世界ですが、経済も急速にボーダーレス化してきています。欧州連合 (EU) は経済のボーダーレス化を進め、単一通貨ユーロまで創りあげました。さらに、EU 憲法の制定など政治統合に向かっていきます。最近の日中経済関係もしだいにボーダーレス化しており、相互補完から統合化の方向に向かっていきます。せいぜい国際化のレベルとどまっているのが政治ですが、ナショナルな政治がボーダーレス化する経済や文化の大波を受けて、大きく揺さぶられているのが先進国政治の現状です。世界に一三〇はあると言われる FTA(自由貿易地域) や、二〇〇四年五月一日、新たに一〇ヶ国を加えて二五カ国でスタートした拡大 EU は、グローバル化時代の政治のあり方について極めて重要な示唆とインパクトを与えています。

グローバリゼーションは国家の位置づけを変えるだけでなく、地域の位置づけも変えていきます。先年、北海道に行った際、農家の人と懇談する機会がありましたが、その時、「かつての競争相手は秋田や山形の農民だったが、今やアメリカ、中国、東南アジア、ニュージーランドなど、世界中の農民を相手に競争している」という話を聞きました。また、北海道は観光地でもあります。タクシーの運転手によれば観光客が年々減り続けている。その理由は韓国や台湾に旅行するよりも、北海道のほうが費用が高いからだということでした。

このように、いまや地域間の競争は日本国内の他の地域との競争だけではなく、世界中の各地域との競争になってきているのです。「これまでは町内会の運動会で勝つことを考えればよかったのに、いきなりオリンピックに参加させられるようなものだ」と言った中小企業のオヤジさんもいました。いまや地域は「日本の中の地域」から「世界の中の地域」に変わってきているのです。

このように、地域がいきなり世界市場での競争にさらされるということは、地域が初めて体験することです。もちろん、こうしたグローバル化は地域や産業に優勝劣敗をもたらす面もあるので、これに対してさまざまな反発が世界中で起きていますし、グローバリズムのもたらす非人間的側面への批判と制御の要求は当然ですが、しかしこの流れ自体を止めることはできないでしょう。

●国境を超えた地域間の競争と協力

こうなると、国内の各地域の競争力や優位性の中身が変わってきます。昔のような安い土地、安い労働力、豊富な水といったことは、もはや競争力にはならなくなっている。日本の何分の一、何十分の一といった安い土地や労働力がアジアに行けばいくらでもあるので、とても競争にはならな

い。そこで各地域は、これからの脱工業化社会、つまり情報社会、知識経済の時代にふさわしい地域の競争力とは何か、を考えていかなければならなくなっています。新しい中身の競争力や優位性をどのように創り出していくかが、地域の生き残りをかけたもうひとつの大きな課題になってきます。

同時に、グローバル化の時代には地域が国際社会の有力な行動主体となるため、地域間の競争が国境を超えて展開される反面、地域間の協力関係もまた国境を越えて広がってきています。この面からも地域や自治体による「民際外交」や「自治体外交」(People to People Diplomacy、Local to Local Exchange)の新しい可能性が開けてきています。

すでに三〇一件(三四都道府県、二六七市町村)を数えている日本の自治体と中国の地方政府との友好提携を始め、全国の九六二自治体(四〇都道府県、四五二市など)が世界の一五一七自治体と姉妹関係を結び、多様な交流を重ねてきています(自治体国際化協会HP、〇四年四月一日現在)。とりわけ中国との友好交流は中国経済の躍進と日中経済の緊密化という新しい状況のなかで、日本と中国の個別の県・市と省・市間の友好交流を超えて発展し始めています。

中国の東北三省(遼寧、吉林、黒龍江)と日本の東北六県と新潟県による日中東北経済交流が始まっているのを始め、大阪、神戸、北九州、横浜、川崎市などでは地域経済振興をめざして中国企業の誘致活動を積極的に進めてきており、各市とも市長ら幹部職員を中国に派遣して投資説明会を開くなど、トップセールスを行っています。各都市・地域が経済活性化のため国境を超えてグローバルな経営資源の活用に向かう動きが出てきており、地域戦略の在り方に新しい示唆を与えていることが注目されます。